

【能登國古文書】

一七二三

當國一職に被仰付間、爲御禮罷上候。然者代官其外誰々にも、非分之義於申懸者、百姓罷出訴訟可申者也。

天正九年  
十月九日

利家 在印

正院百姓中

十月十五日。織田信長、岩代蘆名盛隆の臣富田左近將監に、その能登・越中を平定したることを報す。

【所藏不詳文書】

一七二四

六月廿日書狀到來、令披見候。仍北國向事、近來出入數、越中悉屬存分候。能州同前候。急度至越後令亂入候條、被成其意、本庄・高梨等馳走專一候。猶貞慶可申候也。謹言。

天正九年  
十月十五日

信長

富田左近將監殿

天正十年

壬午

皇紀二二四二

正月十一日。前田利家、片山宗秀等に、鹿島郡七尾口城の塹濠を掘鑿せしむ。

【拾遺温故雜帖】

一七二五

尙々ほり普請の事、國中惣夫にわり付、きもいりくへ可相渡候と。

態申遣候。仍所口惣がまへ堀普請の事、最前なわばりの儀其方兩人可存候間、當年能透にて候間、開作前に國中惣夫を以、五日やとい候てほらせ可申候。乍大儀片山所口へ越候て、なわばり仕候て可相渡候。普請仕様の事見計候て可申付候。爲其申遣候也。

天正十年  
正月十一日

利家 在印

片山内膳殿

村井豊後殿

(この文書を今天文十年と推定したるは、次の正月二十日の書狀あるに據る。森田平次は畠山翁物語に基づきて十一年とし、加賀藩史料は所口村を明神野に移したる事實により十七年とせり。又片山内膳を

宗秀としたるは、天正十一年七月十三日の文書に據る。後の延高なるべし。

正月二十日。前田利家、鳳至郡中居の十兵衛に、鹿島郡七尾口築城の用に供する鑄物を徵す。

【中居鑄物師傳書】

一七二六

七尾府中において城を築候條、かねて申付おき候鑄物等早々可指出候。若及遲滯候はゞ可爲曲事者也。

天正十年正月廿日

利家 在印

十兵衛方へ

(本文に府中とあれども、城地を定めしは所口なり。本年三月十五日及び十月十八日の條参照。)

正月廿一日。前田利家、先に鳳至郡鳳至町鍛冶の税を除きたりといへども、自今舊に仍りて之を徵すべきを令す。

【能登國古文書】

一七二七

鳳氣至町鍛冶屋諸役雖相除、百姓迷惑之旨訴訟候條、如

先諸役可相勤者也。

天正十 正月廿一日

利家 在印

ふげし町鍛冶屋中

二月廿一日。柳原淳光、織田信長の右筆楠長諳に、前田利家をして禁裏御料所鳳至郡中居釜屋村の貢納を督促せしむ。

【中居三右衛門傳書】

一七二八

態令申候。抑舊冬被仰出候能州中井釜屋村御新所之儀、任先規之旨、御分國中可爲御直務之旨被仰付、内儀從貴所前又左へ被申下候處ニ、無別義候由返札披見候。

然共一圓在所柄之儀、不及其沙汰候事如何候哉。定下々猥之儀存候。此旨重而被申届、以其上可被立御耳候由、此趣具被申届可爲神妙由、前又左へ以直札可申遣旨候。猶口上申含之閣筆候。恐々謹言。

天正十年  
二月廿一日

淳光

式部卿法印